

# 川西町における人事行政の運営等の状況（令和2年度）

町職員の任用、給与、服務や勤務条件など人事行政の運営状況についてお知らせします。

## 1 任免及び職員数に関する状況

### (1) 任免の状況

採用（令和2年4月1日付）

職種別採用状況	
行政職	5人
計	5人

採用職員の 配属状況	
町長 部局	5人

退職（令和元年度中）

職種別退職状況	
行政職	7人
計	7人

事由別の退職状況	
定年	3人
勸奨	1人
自己都合等	3人
他団体異動	0人

### (2) 部門別職員数（令和2年4月1日現在）

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		R2	H31		
一般行政部門	議会	2	2		
	総務	58	52	6	派遣職員の所属変更による増
	税務	12	11	1	欠員補充
	労働	3	3		
	農林	17	17		
	商工	4	5	▲1	業務の見直しによる人事異動
	土木	7	7		
	民生	24	25	▲1	保育所休所に伴う人事異動
	衛生	10	10		
	小計	137	132	5	
部行特別	教育	43	44	▲1	欠員不補充
	小計	43	44	▲1	
会計その他部門	水道	4	5	▲1	業務の見直しによる人事異動
	下水道	2	2		
	その他	13	12	1	育児休業取得者の拡充
	小計	19	19		
合計		199	195	4	

### (3) 級別職員数の状況（令和2年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	技能労務職等	合計
代表的な職務	主事補 主事	主事	主任	主査	主幹	課長		
令和2年度	32人 (17.9%)	30人 (16.8%)	19人 (10.6%)	43人 (24.0%)	41人 (22.9%)	14人 (7.8%)	20	199人
令和元年度	35人 (20.1%)	26人 (14.9%)	19人 (10.9%)	42人 (24.2%)	38人 (21.8%)	14人 (8.1%)	21人	195人

(注) 1 川西町一般職の職員の給与に関する条例及び同条例の施行に関する規則に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 ( ) の構成比率は、一般行政職（1～6級）のみの比率です。

## 2 職員の給与の状況

### (1) 人件費の状況（令和2年度一般会計決算）

住民基本台帳人口 (R2年度末)	歳出額 <sup>㉔</sup>	実質収支	人件費 <sup>㉕</sup>	人件費率 ( <sup>㉕</sup> / <sup>㉔</sup> )	令和元年度の 人件費率 (参考)
14,570人	141億8,380万円	1億6,164万円	17億5,860万円	12.4%	14.6%

(注) 人件費には、特別職（常勤・非常勤）に支給される給料、報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況（各年度の一般会計決算）

区分	職員数	給与費（単位：万円）				一人あたりの 給与費（年額）
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	給与費計	
2年度	193人	7億3,726万円	6,557万円	2億9,695万円	10億9,978万円	569万円
元年度	188人	7億680万円	6,105万円	2億8,958万円	10億5,743万円	562万円

- (注) 1 職員手当には時間外勤務手当、退職手当及び児童手当を含みません。  
2 本表における職員数は、一般会計に計上された職員数です。

(3) 職員の平均給料月額及び平均年齢（各年4月1日現在）

区分	令和2年度		令和元年度	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	318,300	42歳3月	317,400円	41歳8月
技能労務職	362,300	50歳0月	358,400円	48歳8月

(注) 本表の数値は、一般会計に計上された各職種の平均です。

(4) 職員の初任給の状況（令和2年4月1日現在）

区分		初任給	
		川西町	国家公務員
一般行政職	大学卒	182,800円	182,200円
	高校卒	150,600円	150,600円
技能労務職	高校卒	149,900円	—

(注) 職員の初任給は、職種、学歴、経験年数に基づき決定されます。

(5) 特別職の給与・議員の報酬の状況（令和2年12月1日現在）

区分		給料月額等		期末手当		
		令和2年度	条例	6月期	12月期	計
給料	町長	840,000円	840,000円	1.700月分	1.650月分	3.35月分
	副町長	670,000円	670,000円			
	教育長	585,000円	585,000円			
報酬	議長	340,000円	340,000円	1.700月分	1.650月分	3.35月分
	副議長	280,000円	280,000円			
	議員	265,000円	265,000円			

(6) 職員の主な手当の状況

① 期末・勤勉手当（令和2年4月1日現在）

区分		6月期	12月期	合計		役職等による 加算措置
				令和2年度	前年度 (参考)	
川西町	期末	1.3月分	1.25月分	2.55月分	2.60月分	有 (加算率5~15%)
	勤勉	0.950月分	0.950月分	1.900月分	1.85月分	有 (加算率5~15%)
国	期末	1.3月分	1.25月分	2.55月分	2.60月分	有 (加算率5~15%)
	勤勉	0.95月分	0.95月分	1.900月分	1.85月分	

② 退職手当

区分	支給率				その他の加算措置	一人当たりの平均支給額
	勤続 20 年	勤続 25 年	勤続 30 年	最高限度額		
自己都合	19.6695 月分	28.0395 月分	34.7355 月分	47.709 月分	有	1,658 万円
勸奨・定年	24.586875 月分	33.27075 月分	40.80375 月分	47.709 月分		

(注) 一人当たりの平均支給額は、令和元年度に退職した全職員分の平均額です。

③ 特殊勤務手当（令和 2 年度決算より）

区分		全職種	
支給実績		0 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合		0.0%	
手当の種類		3 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫作業手当	一般行政職	感染症の予防業務	日額 290 円
		家畜伝染病の防疫等の業務に従事	日額 290 円
		感染した家畜の焼却や消毒業務に従事	日額 380 円
用地交渉業務手当		用地取得等の交渉業務	日額 1,000 円
災害応急作業等手当		巡回監視に従事	日額 710 円
		応急作業等に従事	日額 1,080 円

④ 時間外勤務手当（一般会計実績）

区分	令和 2 年度	令和元年度（参考）
総支給額	47,550 千円	52,384 千円
一人当たりの平均支給年額	252 千円	284 千円

(注) 支給額には、選挙事務に関する時間外勤務手当は含みません。

⑤ その他の手当（一般会計実績）

区分	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和 2 年度一般会計決算）
扶養手当	配偶者 6,500 円、子 10,000 円、一般の扶養親族 6,500 円など	同		19,593 千円
住居手当	借家：限度額 27,000 円	同		9,136 千円
通勤手当	交通機関利用：限度額 55,000 円 交通用具利用：限度額 35,000 円	異	交通用具利用に係る手当について、通勤距離区分を国より細分化しています。	15,788 千円

⑥ ラスパイレス指数

H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2
106.0 (98.0)	106.9 (98.7)	100.2	97.5	97.5	98.6	98.3	98.5	97.8

(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

括弧書きの数値は、給与改定特別法の措置がなかった場合における「参考値」です。

### 3 職員の勤務時間その他の勤務条件

#### (1) 勤務時間の状況

1週間の勤務時間	勤務時間の割り振り					閉庁日
	始業時間	終業時間	休息時間	休憩時間	週休日	
3 8 時間 4 5 分	8 : 30	17 : 15	—	12 : 00 ～13 : 00	土曜日 及び 日曜日	・土曜日及び日曜日 ・国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・12月29日～翌年1月3日までの間

#### (2) 年次有給休暇の取得状況（令和2年）

総付与日数	総取得日数 (A)	対象職員 (B)	平均取得日数 (A/B)
7,468 日	1,615 日	197 人	8.2 日

#### (3) 病気休暇、育児休業等の取得状況（令和2年度）

区分	病気休暇	介護休暇	育児休業
令和2年度中に新規取得又は前年度より継続中の職員数	9 人	0 人	2 人

(注) 病気休暇の取得人数は、30日以上休暇した職員の数値です。

### 4 職員の分限及び懲戒処分の状況（令和2年度）

分限処分：公務能率の維持を目的として、本人の意に反してその身分に不利益な変動をもたらす処分のことです。分限には、「免職」「休職」「降任」「降給」の4種類があります。

懲戒処分：公務員としてふさわしくない非行があった場合に、公務員関係の秩序を維持するために職員の道義的責任を追及して行う処分です。懲戒処分には、「免職」「停職」「減給」「戒告」の4種類があります。

区分	分限処分				懲戒処分			
	免職	休職	降任	降給	免職	停職	減給	戒告
処分者数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

### 5 職員のサービスの状況について

地方公務員法において、「すべての職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行にあたっては全力を挙げてこれに専念しなければならない」と規定されています。また、法令及び上司の職務命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務専念義務、秘密を守る義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止など、様々な義務や制限が課せられています。

### 6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況について

職員の研修に関しては、年度ごとの研修計画により実施しているところであり、令和2年度の主な研修内容は次のとおりです。

#### (1) 研修の種類

##### ① 階層別研修

階層別研修は、その職階で必要な知識・スキル・マインドの習得のために実施する研修。

- ア 新規採用職員研修
- イ 初級職員研修
- ウ 中級職員研修
- エ 上級職員研修
- オ 主査級研修
- カ 主幹級研修
- キ 課長級研修
- ク 各階層スキルアップ研修

##### ② 専門研修

専門研修は、次の職階に昇格するために必要な知識・スキル・マインドの習得のために実施する研修。

- ア 主事級（5年目まで）時の専門研修
- イ 主事級（6年目以降）から主査級時の専門研修
- ウ 主査級（5年目以降）から主幹級時の専門研修
- エ その他専門研修

### ③ 行政課題研修

行政課題研修は、「かわにし未来ビジョン」の基本目標「夢と愛を未来につなぐまち」の実現のため、職種や職位に係わらず町政を担う全ての職員に対し、少子高齢化や人口減少、地域経済構造の変化等の日々変化する行政課題を認識させ、知識の習得と意識の統一を図ることで、職員自らが諸問題解決のために行う創意工夫の行動を促すために実施する研修。

### ④ 自主研修

自主研修は、職員の自己啓発の促進を援助し、向上への意欲を養い、意欲あふれた組織風土の醸成を図るために実施する研修。

## (2) 勤務成績の評定

職員の勤務の実績や職務に関する能力、態度等を公平かつ統一的に把握し、合理的な人事管理と職員の能力開発、育成、活用を図ることを目的として、昇給の時期にあわせ、年1回勤務成績の評定を行っています。

## 7 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 健康診断等の実施状況

健康診断の内容	対象者
基本健診（共済総合健診項目）	全職員
V D T検査	全職員
胃がん検診	40歳以上及び30歳から39歳までの希望者
大腸がん検診	40歳以上
肺がん検診	喫煙指数600以上の希望者
前立腺がん検診	50歳以上の希望者
乳がん検診	30歳以上の希望者
子宮がん検診	20歳以上の希望者
肝炎ウイルス検査	満35歳の希望者及び36歳以上の未受診の希望者

(注) 健康診断は、山形県市町村職員共済組合及び（財）山形県結核成人病予防協会に委託して実施しています。

### (2) 公務災害補償の状況

公務上又は通勤途上の災害により、負傷等又は死亡した場合には地方公務員災害補償基金から一定の補償が行われます。令和2年度の補償件数は次のとおりです。

区分	傷病	死亡
公務災害	2件	0件
通勤災害	0件	0件

### (3) 職員の福利厚生

職員または被扶養者の病気、負傷、災害、障害もしくは死亡等に関して適切な給付を行うため、相互救済を目的とする共済制度があります。本町職員に対して適用される共済制度は、山形県市町村職員共済組合が運用、実施しています。また、共済組合の事業をより充実、補完するために設けられた「山形県市町村職員互助会」に加入し、福利厚生の充実を図っています。

## 8 山形県人事委員会からの公平委員会の委託事務に係る業務の状況の報告

### (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況（令和2年度処理状況）

この制度は、地方公務員法第46条の規定に基づき、職員から給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求があった場合に、これを審査し、判定を行い、その結果要求が適当なものと判定した場合には、権限を有する機関に必要な勧告を行うものです。

なお、令和2年度は措置の要求はありませんでした。

**(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況（令和2年度処理状況）**

この制度は、地方公務員法第49条の2の規定に基づき、職員から懲戒その他その意に反する不利益な処分について不服申立てがあった場合に、これを審査し、不服申立てに理由があると認められた場合は、処分の取り消し、修正の裁決を行い、また必要がある場合には、処分者に対し職員がその処分によって受けた不当な取り扱いを是正するための指示を行うものです。

なお、令和2年度は不服申立てありませんでした。

お問い合わせ

〒999-0193 山形県東置賜郡川西町大字上小松977番地1

川西町総務課 行政管理グループ 電話 0238(42)6610